

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（抜粋）

目標2 人情息づく支えあいのまち～地域共生社会～

施策の方向性2 認知症にやさしいまちづくり

北九州市認知症施策推進計画（北九州市オレンジプラン）

1 認知症の理解の増進と共生の推進

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
75	認知症サポーターの養成講座の充実（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、サポーターメールの配信や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。 ☆認知症サポーター養成者数（100,161人→110,193人→110,000人）
76	認知症にやさしいデザインの普及（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症の人やその家族の生活環境の質の向上を目的として、認知症の人にもやさしいデザインの知識や理解を広める取組を実施し、暮らしやすい環境づくりを推進します。 ☆認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合（42.2%→（令和7年度調査予定）→減少）
77	認知症に関する知識の啓発（認知症啓発月間・認知症にやさしい図書館の実施）（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため、認知症月間（令和5年度まで認知症啓発月間）による啓発活動や、市民向け啓発活動として印刷物の作成・配布を行います。 ☆認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合（53.9%→（令和7年度調査予定）→減少）
78	本人交流会・ピアサポート活動支援 認知症・若年性認知症介護家族交流会の実施（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症の人や介護している家族を対象として、悩みを分かち合える介護家族交流会や本人交流会など、交流できる機会を創出します。 ☆認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合（53.9%→（令和7年度調査予定）→減少）
79	認知症カフェの普及啓発、活動支援（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及啓発及び活動支援を行います。 ☆市内の認知症カフェ数（29か所→31か所→50か所）
80	多様な関係者との連携強化（オレンジミーティング）（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	総合的な認知症対策を推進するため、医療や介護関係者だけでなく、地域、民間など多様な関係者との連携強化を図ります。 ☆認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合（42.2%→（令和7年度調査予定）→減少）

81	若年性認知症対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	若年性認知症に関するハンドブック等の作成・配布他、若年性認知症の人や家族を対象とした交流会等を開催します。また、若年性認知症の実態を把握すると共に、若年性認知症の人の支援ニーズを踏まえた支援が提案できるよう、関係機関との連携体制づくりなどの取組みを推進します。 ☆認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合 (53.9%→(令和7年度調査予定)→減少)
----	-----------------------------------	--

2 保健医療・介護サービス提供体制の整備

No	取組	概要 ☆取組指標 (令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標)
82	認知症サポート医の養成・ものわすれ外来の設置 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	身近な「かかりつけ医」の認知症対応力向上を図るとともに、認知症の専門医であり、連携の推進役でもある「認知症サポート医」の養成に取組みます。また、「かかりつけ医」や認知症専門外来である「ものわすれ外来協力医療機関」、専門的治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」の連携を図り、早期発見・早期対応がスムーズに行える医療体制を整備します。 ☆ものわすれ外来設置数 (62 か所→66 か所→66 か所)
83	認知症疾患医療センターの設置 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」を設置し、鑑別診断・急性期対応、専門医療相談等を行うとともに、医療・介護の連携体制を構築し、地域における認知症ケア体制の強化を目指します。 ☆認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合 (53.9%→(令和7年度調査予定)→減少)
84	認知症地域支援推進員の配置 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。 ☆認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合 (42.2%→(令和7年度調査予定)→減少)
85	認知症初期集中支援チームの設置 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。 ☆認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合 (42.2%→(令和7年度調査予定)→減少)
86	医療・介護従事者向け研修の実施 (保健福祉局認知症支援・介護予防課、介護保険課)	かかりつけ医を対象とした研修の実施により、認知症の対応力向上と関係機関の連携を図るとともに、適切な保健医療・介護サービス提供のため、関係職種に対する認知症対応力向上研修を行います。また、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。 ☆認知症介護実践者等研修修了者数 (284 人→306 人→425 人)

3 認知症の人や介護者への相談・支援

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
87	認知症・介護家族コールセンターの運営 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行います。 ☆認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合（53.9%→（令和7年度調査予定）→減少）
88	認知症行方不明者への対応 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症などにより、行方不明となった高齢者を早期発見・保護するため、「認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム」の運営や、GPSを活用した位置探索サービスの提供に加え、二次元コードラベルを活用したシステムで認知症高齢者等の発見から保護、帰宅までを安全にサポートするサービスを提供します。 ☆認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合（42.2%→（令和7年度調査予定）→減少）
89	認知症等身元不明者の一時保護 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	保護された高齢者等が、認知症などにより身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ります。 ☆認知症になっても自宅で生活を続けられるか心配である人の割合（42.2%→（令和7年度調査予定）→減少）
90	介護技法の講演会の実施 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	認知症の人を介護する家族が、認知症や介護に関する知識を得て、同じ体験をしている家族との交流を深めながら、介護方法について学ぶための講座や教室を開催します。 ☆認知症と聞いて、家族に迷惑をかけそうで心配である人の割合（53.9%→（令和7年度調査予定）→減少）
再78	本人交流会・ピアサポート活動支援 認知症・若年性認知症介護家族交流会の実施（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再79	認知症カフェの普及啓発、活動支援（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再81	若年性認知症対策の推進（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再82	認知症サポート医の養成・ものわすれ外来の設置（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再106	相談体制の充実 （保健福祉局地域福祉推進課）	土・日も開設し、働く世代なども相談しやすい、地域の身近な相談窓口である「まちかど介護相談室」をはじめとして、相談窓口の充実を図ります。地域包括支援センターの職員が、認知症カフェや高齢者サロン等の高齢者の通いの場へ出向き「高齢者いきいき相談（巡回相談）」を実施し、相談する機会を増やします。さらに、複雑化・複合化する相談に対応するため、区役所内の相談窓口が連携して対応する包括的な支援体制の構築を進めます。 ☆地域包括支援センター相談件数（226,059件→219,975件→246,000件）

再 107	地域包括支援センターの運営 (保健福祉局地域福祉推進課)	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図るとともに、「ダブルケア」等にみられる多様化するニーズや、介護する側の相談にも応じる窓口として PR していきます。 また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能（まちかど介護相談室等）を強化します。緊急時には「24時間 365 日緊急対応事業」を行います。「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業や NPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。こうして構築されたネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。 ☆地域包括支援センターの認知度（43.6%→（令和7年度調査予定）→基準値より増加） ☆地域包括支援センター相談件数（226,059 件→219,975 件→246,000 件）
----------	---------------------------------	---

4 認知症の予防

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
再 39	健康づくり・介護予防に関する知識等の普及啓発 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	介護予防に関する正しい知識を普及啓発するため、リーフレット等の作成・配布、ホームページ等様々な媒体を活用した情報発信、個別の相談会や有識者による講演会等を開催します。 また、高齢者が効果的に介護予防活動に取り組むことができるよう、運動・栄養・口腔等に係る各種介護予防教室を開催し、地域で取り組む介護予防活動のきっかけづくりを支援します。 ☆健康づくり・介護予防教室の参加者数（3,124 人→8,376 人→増加）
再 40	通いの場における健康づくりの強化 (保健福祉局認知症支援・介護予防課)	高齢者が要支援・要介護状態になることの予防を目的に、地域の通いの場において専門職による健康教育・健康相談を実施するとともに、地域での自主的な介護予防活動を支援します。 地域包括支援センターでは、高齢者サロンや老人クラブ等に出向いて、高齢者いきいき相談（巡回相談）と健康教育や保健指導を一体的に実施し、高齢者の生活習慣病の予防や重症化予防に取り組みます。 ☆通いの場等への専門職の関与回数（703 回→806 回→増加） ☆巡回相談の実施回数（60 回→90 回→現状維持）
再 41	生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施 (保健福祉局健康推進課)	生活習慣病予防・重症化予防について、正しい知識の普及と健康意識の向上のために区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行い、長期的な認知症の予防につなげます。 ☆開催回数（1,387 回→1,038 回→増加） ☆参加延べ数（8,066 人→6,588 人→増加）
再 82	認知症サポート医の養成・ものわすれ外来の設置（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再 83	認知症疾患医療センターの設置（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	

施策の方向性4 介護者（ケアラー）のサポート

1 介護者の不安に寄り添う

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
100	自殺予防こころの相談電話の設置 （保健福祉局精神保健福祉センター）	悩みのある市民に対し、敷居が低く、わかりやすく、アクセスしやすい相談窓口として、専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じます。必要に応じて、地域資源などの情報提供も行います。 ☆相談件数（3,512件→2,936件→基準値より増加）
101	ヤングケアラー相談支援事業の実施 （子ども家庭局子育て支援課）	ヤングケアラーの早期発見・支援のため、ヤングケアラー等からの相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぐとともに、アウトリーチによる学校等との連携、ヤングケアラーへの支援、広報・啓発等を行う。 ☆ヤングケアラーに関する相談対応回数（349件→383件→前年度水準維持）
再60	いのちをつなぐネットワークの推進 （保健福祉局地域福祉推進課）	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 ☆いのちをつなぐネットワーク活動件数（ネットワーク構築、個別相談、安否確認等）（1,988回→1,970件→現状水準の維持以上） ☆いのちをつなぐネットワーク協力会員の団体数（82団体→87団体→90団体）
再61	民生委員・児童委員の活動支援 （保健福祉局地域福祉推進課）	民生委員・児童委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。 ☆民生委員・児童委員の充足率（94.9%→96.7%→現状維持） ・活動回数（見守り、相談活動等）（61,012回→57,155回→現状維持）
再73	重層的支援体制整備事業の実施 （保健福祉局地域福祉推進課）	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」を実施する。 ☆取組指標未設定（参考：重層的支援体制整備事業により支援に関わった件数（多機関協働事業、伴走型支援事業など）令和6年度21件）
再75	認知症サポーターの養成講座の充実（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再78	本人交流会・ピアサポート活動支援 認知症・若年性認知症介護家族交流会の実施（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再79	認知症カフェの普及啓発、活動支援（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再87	認知症・介護家族コールセンターの運営（保健福祉局認知症支援・介護予防課）	
再106	相談体制の充実（保健福祉局地域福祉推進課）	
再107	地域包括支援センターの運営（保健福祉局地域福祉推進課）	

2 家族介護者の生活支援

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
102	介護講座の開催 （保健福祉局地域リハビリテーション推進課）	在宅生活を支える専門支援拠点として、高齢者や障害者、その家族および支援者に対して介護方法や福祉用具に関する講座などを実施します。 ☆参加者アンケートで介護講座を今後活かせると回答した人の割合（99%→97%→100%）
103	高齢者の排泄相談等の実施 （保健福祉局地域リハビリテーション推進課）	尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できるように、排泄ケアの相談窓口を設置します。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。 ☆参加者アンケートで介護講座を今後活かせると回答した人の割合（99%→96%→100%）
104	企業等を対象にした介護への理解促進 （政策局 Woman Will 推進室）	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図ります。 ☆出前セミナー数・派遣数（合計）（26回→28回→基準値を維持）
105	男性向け介護講座の開催 （政策局 Woman Will 推進室）	男性を対象に、介護に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催します。 ☆受講者アンケートの満足度（100%→100%→毎年度 90%以上を維持）
再 118	福祉用具や介護技術に関する相談支援 （保健福祉局地域リハビリテーション推進課）	在宅生活を支える専門支援拠点として、高齢者や障害者、その家族および支援機関等に対して福祉用具や介護方法に関する助言や指導等を行います。 ☆専門職による相談支援件数（2,537件→2,630件→3,350件）
再 152	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保 （サービスA,B 保健福祉局地域福祉推進課、サービスC 保健福祉局認知症支援・介護予防課）	要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切なアセスメントによるケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス（訪問・通所）において、「予防給付型」「生活支援型」「短期集中予防型」の提供を行います。また、自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるよう従事者、事業所の確保等、環境整備を行います。 ☆（従前相当・サービスA）適切なケアマネジメントによるサービス提供（数値設定なし） ☆（サービスB）住民主体の助け合い活動の実施件数（1,634件→2,596件→3,000件） ☆（サービスC）サービス終了半年後に他の介護保険サービスを利用していない人の割合（セルフプラン継続率）（57%→84%→70%）
再 153	訪問介護等介護保険(在宅)サービスの提供 （保健福祉局介護保険課）	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。 ☆在宅サービス利用者数（34,738人→36,009人→37,586人）

目標3 選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～

施策の方向性3 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

1 暮らしやすい多様な住まいづくりを応援

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
157	高齢者の住宅相談の実施 （保健福祉局長寿社会対策課）	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。 ☆相談件数（91件→91件→100件）
158	すこやか住宅の改造助成 （保健福祉局長寿社会対策課）	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消など）に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。 ☆助成金交付件数（高齢者）（79件→79件→80件）
159	すこやか住宅の普及啓発 （都市戦略局住まい支援室）	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。 ☆高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率（H30：42%→R14：75%）
160	サービス付き高齢者向け住宅の普及 （都市戦略局住まい支援室）	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。 ☆高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合（R2：4%→4.31%→R14：4%）
161	高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援 （都市戦略局住まい支援室）	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。 ☆高齢者向け優良賃貸住宅の入居率（90.1%→87.2%→80%）
162	高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援 （都市整備局住宅計画課）	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、高齢者・障害者住まい探しの協力店の紹介や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度、居住支援法人等の情報提供を行います。 ☆協議会と幹事会の開催回数（2回→3回→2回）
163	健康にもメリットがある省エネ住宅の普及促進 （都市戦略局住まい支援室）	ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅の脱炭素化に健康や快適性のメリットを感じ、自主的な取組みがなされるよう、事業者や市民に向けて情報を発信します。 ☆技術力向上研修の満足度（80%→100%→80%） ☆技術力向上研修における技術考査の合格率（80%→97%→80%）

164	市営住宅における住宅困窮者募集(高齢者枠)の実施 (都市整備局住宅管理課)	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。(なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。) ☆住宅困窮者募集戸数(重複募集戸数)(576戸→520戸→500戸)
165	市営住宅におけるバリアフリー化の推進 (都市整備局住宅整備課)	市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 ☆総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合(39%→41%→43%) ☆すこやか改善事業(124戸→39戸→年間200戸)
166	庁内における熱中症対策の推進 (環境局環境監視課)	改正気候変動適応法に基づき、令和6年4月より新設された「熱中症特別警戒情報」の発表等に備えて、庁内の連絡体制や、暑熱避難施設の指定など、熱中症対策に係る庁内での推進体制を構築し、高齢者をはじめとする市民の熱中症被害の防止を図る。 ☆取組指標未設定
167	熱中症やヒートショックを防ぐための啓発活動 (消防局救急課、保健福祉局健康推進課)	高齢者が安全・安心に日常生活を送れるよう、熱中症やヒートショックなど温度差によるリスクについて、ホームページなどを通して情報提供を行い、高齢者の事故を未然に防止するための啓発活動を推進します。また、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行います。特に熱中症への注意が必要な高齢者等に対して、周囲の見守りや重点的な呼びかけができるよう、関係機関と連携します。 ☆取組指標未設定(参考:ホームページなどの広報媒体を通して、熱中症やヒートショックに陥るリスクやその対策について、啓発活動を実施。)

2 外出したくなる環境づくり

No	取組	概要 ☆取組指標(令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標)
168	シルバーひまわりサービスによる外出支援 (保健福祉局地域福祉推進課)	外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。 ☆シルバーひまわりサービスの利用件数(年間)(4,241件→4,628件→4,900件)
169	買い物応援ネットワークの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援などの取組を通じて、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。 ☆コーディネーターによる支援件数(30回→24回→60回)
170	安全で快適な歩行空間の整備 (都市整備局道路計画課)	すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用しやすい歩行空間の整備を進める。 ☆特定道路のバリアフリー化整備率(98%→98%→100%)

171	地域に役立つ公園づくり (都市整備局みどり公園課)	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。 ☆取組指標未設定(参考:関心のある地域団体に意向確認を行い、2校区でワークショップを開催。)
172	ユニバーサルデザインタクシー車両等導入支援 (都市戦略局都市交通政策課)	高齢者や車いす使用者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー等の普及を促進します。 ☆取組指標未設定(令和6年度30台)
173	JR 既存駅のバリアフリー化 (都市戦略局都市交通政策)	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。 ☆JR 若松線におけるバリアフリー化整備(2駅→2駅(累計)→3駅)
174	超低床式乗合バスの導入 (都市戦略局都市交通政策課、交通局運輸サービス課)	高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。 ☆取組指標未設定
175	モビリティ・マネジメント (都市戦略局都市交通政策課)	モビリティ・マネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取組みです。高齢者等を対象にモビリティ・マネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。 ☆モビリティ・マネジメントの継続実施(R3以降:年3回以上→11回→3回/年以上)
176	おでかけ交通の運行の支援 (都市戦略局都市交通政策課)	バス路線廃止地区などの公共交通空白地域において、地域住民の生活交通を確保するため、採算性の確保を前提として、地域住民、交通事業者、北九州市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行します。 ☆公共交通人口カバー率(R3:86.3%→(令和8年度調査予定)→86%を維持)
177	バス事業者の車両小型化による路線維持の支援 (都市戦略局都市交通政策課)	バス路線の廃止予防のため、車両を小型化し、運行の効率化を図るバス事業者に対し支援します。 ☆公共交通人口カバー率(R3:86.3%→(令和8年度調査予定)→86%を維持)
178	バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施 (都市戦略局建築指導課)	高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。 ☆取組指標未設定(参考:令和6年度までの累計申請件数5件)
179	ウォーカーブル空間の創出 (都市戦略局都市再生企画課)	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出する。 ☆国土交通省「まちなかの居心地の良さを測る指標(安心感・寛容性・安らぎ感・期待感)」(→各要素が6点以上(各8点満点))

180	市営バスのふれあい定期の発行 (交通局総務経営課)	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書等の交付を受けてから1年以内の75歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金を割引します。 ☆取組指標未設定
181	小型車両を活用したお買い物バスの運行 (交通局運輸サービス課)	大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員10人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。 ☆路線数及び運行便数(7路線37便→7路線37便→7路線37便)
再55	地域でGO!GO!健康づくり(保健福祉局健康推進課)	まちづくり協議会が、市民センター等を拠点として、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業(地域でGO!GO!健康づくり)を行います。 ☆地域の健康課題に沿った取組みを実施している団体(R6:100%→R9:100%)

3 安全・安心な生活を守る

No	取組	概要 ☆取組指標(令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標)
182	福祉避難所の速やかな開設に向けた検討 (保健福祉局地域福祉推進課)	要配慮者が福祉避難所に直接避難する仕組みづくりをはじめ、災害時に速やかに福祉避難所を開設・運営できる体制整備の検討を行います。 ☆速やかな福祉避難所の開設・運営(数値設定なし)
183	あんしん情報セットの普及 (保健福祉局地域福祉推進課)	万が一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報(緊急連絡先、かかりつけ医等の医療情報)を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。 ☆あんしん情報セットの配布数(1,269個→776個→2,680個)
184	福祉避難所の拡充 (保健福祉局地域福祉推進課)	災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 ☆福祉避難所協定施設数(84施設→91施設→97施設)
185	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり (危機管理室危機管理課)	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方(避難行動要支援者)を名簿に登録し、平常時から自治会(市民防災会)などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。また、避難行動要支援者の個別避難計画が自治会などによって作成されるよう支援します。併せて、自治会などによって作成することが困難な個別避難計画は、福祉専門職と連携して作成することで、個別避難計画の作成を促進します。 ☆個別避難計画の作成率(57.7%→68%→85%)
186	地区防災計画の策定の推進 (危機管理室危機管理課)	地域防災力の向上を目的として、小学校区や町内会、マンションなど、様々な地域単位での地区防災計画作りを支援する。 ☆地区防災計画策定数(37件→42件→58件)

187	高齢者向け交通安全の推進 (総務市民局安全・安心推進課)	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。 ☆運転免許証自主返納数 (3,000人→3,065人→3,000人)
188	高齢者の犯罪被害防止に向けた啓発の推進 (総務市民局安全・安心推進課)	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演の実施や、社会的に問題となっている二重電話詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の市民を対象に、被害防止に有効である事前警告及び自動録音機能を有する固定電話機の購入費の一部を補助するなど、高齢者の被害未然防止につなげます。 ☆高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数 (0回→23回→5回) ☆電話機を設置したことによる安心感 (96%→97%→95%以上を維持)
189	高齢者に対する消費者被害防止の啓発 (総務市民局・消費生活センター)	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 ☆啓発講座 (高齢者対象) の受講者数 (696名→1,534名→1,000名)
190	高齢者等の住宅防火対策の推進 (消防局予防課)	住宅火災による高齢者や障害者の被害を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者等の訪問活動を行い、設置義務化から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、住宅防火対策を積極的に推進します。 ☆住宅火災による死者数10年平均値以下: 9.2人 (10人→14人→住宅火災による死者数10年平均値以下 (H28~R7))
191	福祉施設等の防火安全対策の推進 (消防局指導課)	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。 ☆取組指標未設定 (参考: R6福祉関連施設 (老人ホームや老人デイサービスなど) の査察件数 519件)
192	福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講習の実施 (消防局救急課)	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。 ☆福祉関係者及び病院関係者 (非医療従事者) の受講者数 (511人→545人→1,500人)

193	高齢者に対する予防救急の普及啓発 (消防局救急課)	救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。 ☆取組指標未設定 (参考：広報媒体 (ホームページ等) を通して、高齢者が家庭内などで負傷する事故について、注意喚起を図った。)
再 59	あんしん通報システムの設置 (消防局予防課、保健福祉局長寿社会対策課)	在宅高齢者や重度身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。 ☆新規設置件数 (351 件 → 343 件 → 360 件以上)